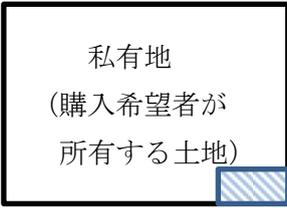
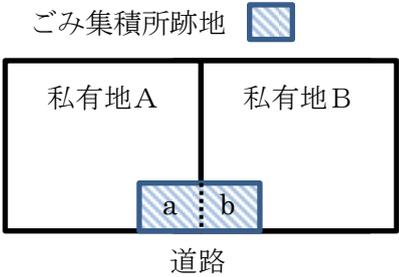
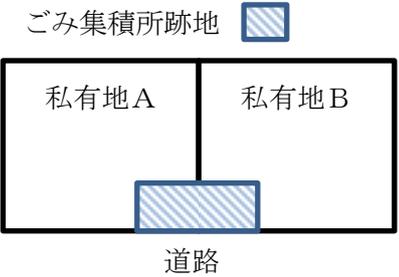


No.	質問	回答
1	ごみ集積所跡地は、誰でも購入することができますか？	ごみ集積所跡地を購入することができるのは、購入を希望するごみ集積所跡地に隣接している土地を所有している方で、原則としてその跡地を購入することによって <b>所有する土地が整形地等になる方</b> に限られます。
2	【跡地を購入することによって <b>所有する土地が整形地等になる</b> 】とは具体的にどのようなことですか？	<p>所有する土地の一部が欠けるようにごみ集積所跡地となっているもので、具体的には斜線部を購入することで欠けた部分がなくなる下図のようなものを指します。</p> <div style="text-align: center;"> <p>ごみ集積所跡地 </p>  <p>私有地 (購入希望者が 所有する土地)</p> </div>
3	ごみ集積所跡地の状況によって、購入することが出来ない場合がありますか？	購入を希望するごみ集積所跡地について、市が公用地・公共用地として使用する予定がある場合などに購入できないことがございます。跡地ごとに判断いたしますので、ごみ対策課までお問い合わせください。
4	下図のようにごみ集積所跡地が2つの土地にまたがって存在している場合、どのように購入する事になりますか？	私有地の境界線を道路まで延長した線で土地を分けた上で、それぞれが隣接する部分を購入することになります。この場合、私有地Aの所有者がaを、私有地Bの所有者がbを購入することになります。



5	No.4の場合に、ごみ集積所跡地の土地を分ける際に発生する費用は購入者の負担になりますか？また、手続きは誰がするのですか？	ごみ集積所跡地の土地を分ける際に発生する費用は、東久留米市が負担し、手続きも東久留米市が行います。購入者の方が負担する費用については、No.6の質問をご覧ください。
6	ごみ集積所跡地の購入にかかる費用には、どんなものがありますか？	土地代金のほかに、購入の申請書に添付する住民票の写しや登記事項証明書等の取得費用、土地売買契約書に貼付する収入印紙代金、所有権を移転する際にかかる登録免許税等がかかります。おおよその売却代金・諸費用等につきましては、お問い合わせの段階でお伝えすることが可能です。 なお、ごみ集積所跡地に存在するブロック塀等の工作物を撤去する場合、その費用についても購入者の負担となります。
7	ごみ集積所跡地の購入には、合計でどの程度の額が必要となりますか？	ごみ集積所跡地の購入に係る費用は、それぞれの立地条件や広さによって変わります。購入申請の中で概算の金額をお伝えすることが可能ですので、ごみ対策課までお問い合わせください。
8	ごみ集積所跡地の購入にかかる土地代金はどのように計算がされますか？	具体的には以下の算式により計算されます。 (土地代金) = (固定資産税路線価) ÷ 0.7 × (登記地積) × (減価率) - (工作物撤去費用)
9	購入を希望するごみ集積所跡地にブロック塀が存在しています。購入後にブロック塀の撤去を考えていますが、どの段階で撤去工事が可能ですか？	所有権の移転が終了した後で撤去工事をしていただくこととなります。売却代金を受領してから所有権の移転まで数週間程度かかるため、その間に撤去工事をしていただくことはできませんので、ご注意ください。
10	購入の申請書はどこで手に入りますか？	市ホームページから申請書を印刷することが可能です。また、ごみ対策課庁舎にて申請書の配布も実施しておりますが、事前にご相談いただいた場合には必要事項を記入した申請書をご準備いたしますので、ぜひごみ対策課までご相談ください。
11	申請書の記入方法がわかりません。どうしたらよいですか？	市ホームページに掲載している「申請書記入方法・記入例」をご参照ください。また、ごみ対策課へお問い合わせいただければ、詳細のご説明をいたします。

1 2	申請書への押印は、認印を使用してよいですか？	申請書への押印に印鑑の種類は指定しておりませんので、認印を使用させていただいて結構です。なお、売買契約を締結する際の契約書への押印は、実印を使用させていただきますのでご了承ください。（法人が購入申請をする場合、申請書についても代表者印の押印と印鑑証明書の添付が必要となります。ご注意ください。）
1 3	申請書に添付する住民票の写し等の証明書は、昔取得したものを添付してもよいですか？	申請日から3か月以内に取得したものを添付していただく必要がございます。また、申請の際には、コピーではなく取得した証明書の原本をご提出ください。
1 4	申請書の提出は、郵送やFAXで行ってもよいですか？	提出の時点で申請書の記載内容の確認や添付書類の過不足の確認を行いますので、直接ごみ対策課窓口へご来庁いただいたうえでのご提出をお願いしております。
1 5	申請書の提出にあたって、事前の相談等は必要ありませんか？	事前のお問い合わせ等がない場合であっても申請書をご提出いただくことは可能ですが、円滑な手続きのために事前にお問い合わせをいただきますよう、お願いしております。